

# 兵庫県公報

令和6年5月24日 金曜日 第517号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示		ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び再開の届出（同）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	3	3
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	4	4
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4	4
○ 同 上（同）	4	4
○ 同 上（同）	5	5
○ 同 上（同）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 同 上（同）	7	7
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	8	8
○ 保安林の指定（治山課）	8	8
○ 同 上（同）	8	8
○ 同 上（同）	9	9
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	10	10
○ 指定公金事務取扱者の指定（警察本部会計課）	14	14
公 告		
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	15	15
○ 入札公告（物品管理課）	17	17
病院局公告		
○ 入札公告	20	20

## 告 示

### 兵庫県告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
芦屋訪問クリニック	芦屋市公光町10-2MCビルアネックス5階	令和6年4月1日
医療法人社団 平生会 平生診療所	伊丹市梅ノ木6-3-8	同 年3月1日
日新堂薬局 サンシティパレス塚口店	同 市車塚1-32-7	同 年4月1日
医療法人 I H I 播磨病院訪問看護ステーションプラム	相生市旭3-5-15	令和5年7月1日
アクト訪問看護リハビリセンター	豊岡市下陰697-1	令和6年3月18日
訪問看護かえりえ加古川尾上	加古川市尾上町池田1681-1	同 月1日
石川脳神経内科在宅診療所	赤穂市中広881-14	令和6年4月1日
福田レディースクリニック	同 市加里屋30-9	同 年3月1日
医療法人社団 よしおかクリニック	宝塚市宝梅2-6-26	同 年4月1日
さかお訪問クリニック	同 市鹿塩1-321-3サンメイツ102	同
かとう内科眼科クリニック	同 市中山桜台2-2-1中山台ファミリーセンター2階	令和6年3月1日
ミック薬局 アピア逆瀬川店	同 市逆瀬川1-2-1 アピア1棟3F	同 年4月1日
さい内科・消化器内科クリニック	三木市志染町青山6-10-7	同
三木ひなた薬局	同 市志染町青山6-10-8	同
あかね薬局 荒井店	高砂市荒井町扇町14-8	令和6年3月1日
兵庫ライフケアクリニック	川西市緑台4-3-41	同
キセラ川西腎科クリニック	同 市火打1-20-7-1号	同
きんぼしクリニック	三田市南が丘2-13-82-102	令和6年4月1日
ひろスポーツクリニック	同 市南が丘2-13-80	同
三田横山薬局	同 市南が丘2-13-82-101	同
黒石歯科医院	加古郡稲美町加古4302	令和6年3月1日



兵庫県告示第480号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び再開の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
平生診療所	伊丹市梅ノ木6-3-8
ホシカ歯科クリニック	同 市荻野西2-1-38
八木歯科医院	宝塚市山本東2-8-8-103
かとう内科眼科クリニック	同 市中山桜台2-2-1 中山台ファミリーセンター2階
川西内科医院	加古川市平岡町二俣761-1
福田産婦人科麻酔科	赤穂市加里屋30-9
南整形外科	西脇市和布町170-3
ユーアイ調剤薬局 駅前店	高砂市荒井町扇町14-8
三木外科胃腸科	川西市加茂2-18-21
はえの往診クリニック	同 市西多田1-1-3
キセラ川西腎クリニック	同 市火打1-20-7-1
はやぶさ薬局 東浦店	淡路市久留麻1907
たつの南眼科	たつの市揖保川町神戸北山223-3

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
医療法人せいふう会 阪神リハビリテーション病院	伊丹市大野1-59-3	名称
医療法人せいふう会 川西リハビリテーション病院	川西市東畦野5-18-1	同上
医療法人せいふう会 杉生診療所	川辺郡猪名川町鎌倉字横大道10-1	同上
医療法人せいふう会 せいふうクリニック	同 郡同 町北田原字屏風岳3	同上
訪問看護ステーション いな歩	同 郡同 町広根字九十九番地	同上

3 再開の届出があった指定医療機関

名称	所在地
まなべ歯科医院	多可郡多可町中区中村町410-6



兵庫県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
高津 侑希	洲本接骨院	洲本市納218-3
池田 萌	晴(はる)鍼灸マッサージ治療院	宝塚市平井4-15-2



兵庫県告示第482号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県鮎屋川土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	滝本 弥生	洲本市鮎屋299番地



兵庫県告示第483号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市黒田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	津村 宏己	神戸市西区平野町黒田254番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	山本 由貴美	神戸市西区平野町黒田290番地の1



兵庫県告示第484号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市神出土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤本 浩二	神戸市西区神出町東1167番地の114
同	藤本 喜彦	同 市同区神出町東959番地の1
同	花房 利亘	同 市同区神出町南159番地の2
同	藤岡 隆彦	同 市同区神出町南11番地の2
同	梶 哲郎	同 市同区神出町田井1241番地
同	竹中 敏勝	同 市同区神出町古神704番地
同	大面 隆	同 市同区神出町勝成41番地
同	森本 恵市	同 市同区神出町五百蔵115番地
同	胸 永捷之	同 市同区神出町広谷514番地の1

同	谷本 年明	同	市同区神出町広谷133番地
同	坂口 勤	同	市同区神出町北440番地の1
同	加古 正繼	同	市同区神出町紫合705番地
同	竹原 卓彦	同	市同区神出町紫合196番地の1
同	中島 嗣弘	同	市同区神出町宝勢1942番地
同	筒井 清春	同	市同区神出町池田99番地の1
同	西馬 正義	同	市同区神出町宝勢1598番地の1
同	桃尾 勘爾	同	市同区神出町宝勢449番地
同	田中 隆雄	同	市同区神出町宝勢963番地
同	赤松 利廣	同	市同区岩岡町岩岡2044番地
監事	藤本 昭博	同	市同区神出町東255番地
同	西馬 昌典	同	市同区神出町田井541番地の4
同	前田 俊明	同	市同区神出町宝勢291番地

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

同

氏名

藤本 浩二

藤本 喜彦

前 洩 芳信

谷 畑 宏

梶 重 孝

竹 中 敏勝

大 西 隆

森 本 恵市

胸 永 捷之

谷 本 年明

坂 口 勤

岩 本 裕司

田 中 秀實

浅 原 泰公

中 嶋 孝司

正 井 樹

桃 尾 勘爾

近 藤 英樹

赤 松 敬子

洩 上 由美子

藤 本 昭博

西 馬 昌典

大 西 光男

住 所

神戸市西区神出町東1167番地の114

同 市同区神出町東959番地の1

同 市同区神出町南156番地の2

同 市同区神出町南46番地

同 市同区神出町田井345番地の7

同 市同区神出町古神704番地

同 市同区神出町勝成41番地

同 市同区神出町五百蔵115番地

同 市同区神出町広谷514番地の1

同 市同区神出町広谷133番地

同 市同区神出町北440番地の1

同 市同区神出町紫合592番地

同 市同区神出町紫合240番地の1

同 市同区神出町宝勢1651番地の4

同 市同区神出町池田335番地の1

同 市同区神出町宝勢1534番地の1

同 市同区神出町宝勢449番地

同 市同区神出町宝勢871番地の3

同 市同区岩岡町岩岡2028番地の4

同 市同区岩岡町紫合778番地

同 市同区神出町東255番地

同 市同区神出町田井541番地の4

同 市同区神出町小束野48番地の1

兵庫県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県東播土地改良区

退任役員

役員の区分

理事

就任役員

役員の区分

氏名

藤原 健

氏名

住 所

加東市小沢28番地1

住 所

理 事 藤 原 秀 政 加東市小沢62番地

~~~~~  
**兵庫県告示第486号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**志方土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 田 中 輝 人 | 加古川市志方町西山61番地  |
| 同     | 上 野 忠 啓 | 同 市志方町岡330番地の1 |
| 同     | 三 柳 覚   | 同 市志方町細工所508番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 田 中 スミ子 | 加古川市志方町西山79番地の1 |
| 同     | 田 中 文 茂 | 同 市志方町岡436番地の4  |
| 同     | 宮 永 正 三 | 同 市志方町細工所473番地  |

~~~~~  
**兵庫県告示第487号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**加古川市東部土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	谷 川 互	加古川市八幡町船町73番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	畑 耕一郎	加古川市上荘町国包316番地の4

~~~~~  
**兵庫県告示第488号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**中佐土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 石 原 章 二 | 豊岡市内町654番地   |
| 同     | 石 谷 喜 規 | 同 市内町516番地の2 |
| 同     | 森 田 泰 弘 | 同 市大谷755番地   |
| 同     | 本 田 互   | 同 市大谷1085番地  |
| 同     | 亀 本 英 樹 | 同 市福成寺93番地   |
| 同     | 森 田 清 治 | 同 市福成寺231番地  |
| 同     | 土 肥 英 喜 | 同 市野垣181番地の1 |
| 同     | 石 田 貞 美 | 同 市野垣50番地の4  |

|     |         |   |           |
|-----|---------|---|-----------|
| 同   | 新 田 吉 信 | 同 | 市吉井530番地  |
| 同   | 前 田 浩 一 | 同 | 市吉井531番地  |
| 同   | 向 原 雅 司 | 同 | 市庄234番地   |
| 同   | 中 本 孝 一 | 同 | 市庄189番地   |
| 監 事 | 土 肥 和 美 | 同 | 市大谷581番地  |
| 同   | 水 嶋 勉   | 同 | 市福成寺257番地 |

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

石 原 章 二

石 谷 喜 規

森 田 泰 弘

本 田 互

鳥 羽 貞 美

小 山 厚

土 肥 英 喜

石 田 貞 美

新 田 吉 信

前 田 浩 一

向 原 雅 司

深 山 義 行

土 肥 和 美

水 嶋 勉

住 所

豊岡市内町654番地

同 市内町516番地の2

同 市大谷755番地

同 市大谷1085番地

同 市福成寺919番地

同 市福成寺938番地

同 市野垣181番地の1

同 市野垣50番地の4

同 市吉井530番地

同 市吉井531番地

同 市庄234番地

同 市庄103番地の1

同 市大谷581番地

同 市福成寺257番地

兵庫県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

尾崎土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

西 山 幸 作

長 瀬 雅 宏

高 田 利 弘

柳 川 彰 義

濱 岡 睦 典

松 平 寿 和

飛 澤 孝

真 嶋 正 則

上 田 和 弘

濱 岡 輝 夫

水 野 勝 弘

住 所

淡路市尾崎1697番地2

同 市遠田1665番地

同 市尾崎2888番地

同 市尾崎412番地

同 市尾崎829番地

同 市尾崎1497番地1

同 市新村75番地

同 市遠田399番地

同 市尾崎1649番地

同 市尾崎1755番地1

同 市遠田1014番地2

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

西 山 幸 作

長 瀬 雅 宏

高 田 利 弘

柳 川 彰 義

濱 岡 睦 典

松 平 寿 和

住 所

淡路市尾崎1697番地2

同 市遠田1665番地

同 市尾崎2888番地

同 市尾崎412番地

同 市尾崎829番地

同 市尾崎1497番地1

|     |         |   |            |
|-----|---------|---|------------|
| 同   | 飛 澤 孝   | 同 | 市新村75番地    |
| 同   | 真 嶋 正 則 | 同 | 市遠田399番地   |
| 監 事 | 上 田 和 弘 | 同 | 市尾崎1649番地  |
| 同   | 濱 岡 輝 夫 | 同 | 市尾崎1755番地1 |
| 同   | 水 野 勝 弘 | 同 | 市遠田1014番地2 |
| 同   | 大 原 耕 平 | 同 | 市尾崎2971番地3 |

兵庫県告示第490号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 登録番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所  | 生産事業の内容 |     |           |                   | 事業所の名称<br>及び所在地         |
|------|-----------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------|
|      |                       | 種 穂     |     | 苗 木       |                   |                         |
|      |                       | 採 取     | 精 選 | 幼苗の<br>養成 | 幼苗以<br>外の苗<br>木養成 |                         |
| 姫127 | 赤松 一郎<br>神崎都市川町小畑1940 |         |     | ○         | ○                 | 生産事業者の氏名又は<br>名称及び住所に同じ |

兵庫県告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市竹野町字日字大ベライ268の8、字森上284、284の1、284の2、字ウイ谷337、337の1、337の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第492号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市竹野町森本字ユリ682、683、686から716まで、718から721まで、1170、1175の1、1178、1179、1179の1、1180、1181の1、1181の2、1182から1184まで、1184の2、1184の3、1185から1187まで、1189、1189

の1、1190から1192まで、1192の1、1193から1195まで、1216、1216の1、1218、1220から1222まで、1222の1、1224から1228まで、1235

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ユリ682、683、686から716まで、718から721まで、1170、1175の1、1178、1179、1179の1、1180、1181の1、1181の2、1182から1184まで、1184の2、1184の3、1185から1187まで、1189、1189の1、1190から1192まで、1192の1、1193から1195まで、1216、1216の1、1218、1220から1222まで、1222の1、1224から1228まで、1235

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第493号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字タカン谷8、字境尾谷20、21、26、字ユウトウ口80、字ニツヤ175、179の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第494号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社カンペ赤穂  
赤穂市西浜町980番地の1  
代表取締役社長 沼澤 昭

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社カンペ赤穂  
赤穂市西浜町980番地の1

- (3) 特定施設に関する事項

| 種 類                                              | 46号口 ろ過施設 (No. 1)            |         | 46号口 ろ過施設 (No. 2)     |         |         |
|--------------------------------------------------|------------------------------|---------|-----------------------|---------|---------|
| 能 力                                              | ろ過面積 3 m <sup>2</sup>        |         | ろ過面積 4 m <sup>2</sup> |         |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 既 設                          |         | 同 左                   |         |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 既 設                          |         | 同 左                   |         |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 許 可 後                        |         | 同 左                   |         |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 7時～翌7時 4時間                   |         | 7時～翌7時 8時間            |         |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | な し                          |         | 同 左                   |         |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                          | 通 常     | 最 大                   | 通 常     | 最 大     |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)      | 6～7     | 6～7                   | 6～7     | 6～7     |
|                                                  | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L) | 254,000 | 380,000               | 224,000 | 340,000 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 4                            | 8       | 15                    | 30      |         |

備考 他工程で変更を行うため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 46号口 ろ過施設 (No. 3)     |         |
| ろ過面積 2 m <sup>2</sup> |         |
| 同 左                   |         |
| 同 左                   |         |
| 同 左                   |         |
| 7時～翌7時 4時間            |         |
| 同 左                   |         |
| 通常                    | 最大      |
| 6～7                   | 6～7     |
| 224,000               | 340,000 |
| 5                     | 10      |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 種                                                                | 類                            | 廃水処理施設               |         |         |         |         |         |         |         |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                                                  |                              | 変更前                  |         |         |         | 変更後     |         |         |         |
| 変更前後の区分                                                          |                              |                      |         |         |         |         |         |         |         |
| 型                                                                | 式                            | 凝集沈殿式                |         |         |         | 同左      |         |         |         |
| 構                                                                | 造                            | 鉄筋コンクリート+鋼板他         |         |         |         | 同左      |         |         |         |
| 主要寸法                                                             |                              | 17.5m×15.7m×4m       |         |         |         | 同左      |         |         |         |
| 能力                                                               |                              | 250m <sup>3</sup> /日 |         |         |         | 同左      |         |         |         |
| 汚水等の処理方式                                                         |                              | 中和+凝集沈殿+ろ過+活性炭吸着     |         |         |         | 同左      |         |         |         |
| 工事着手予定年月日                                                        |                              | 既設                   |         |         |         | 既設      |         |         |         |
| 工事完成予定年月日                                                        |                              | 既設                   |         |         |         | 既設      |         |         |         |
| 使用開始予定年月日                                                        |                              | —                    |         |         |         | 許可後     |         |         |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                              |                              | 24時間連続               |         |         |         | 同左      |         |         |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                    |                              | なし                   |         |         |         | 同左      |         |         |         |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                  | 区 分                          | 処理前                  |         | 処理後     |         | 処理前     |         | 処理後     |         |
|                                                                  |                              | 通常                   | 最大      | 通常      | 最大      | 通常      | 最大      | 通常      | 最大      |
|                                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 5~<br>7              | 5~<br>7 | 6~<br>8 | 6~<br>8 | 5~<br>7 | 5~<br>7 | 6~<br>8 | 6~<br>8 |
|                                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 37.4                 | 47      | 18      | 25      | 25.5    | 43.4    | 21.4    | 30      |
|                                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 64.8                 | 82.5    | 18      | 25      | 40.9    | 73.5    | 21.4    | 30      |
|                                                                  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)       | 23.9                 | 44.5    | 20      | 30      | 41.8    | 49.9    | 11.7    | 23.9    |
|                                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 1.7                  | 7.3     | 1<br>未満 | 1<br>未満 | 7.4     | 10      | 0.9     | 1       |
|                                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 4.3                  | 10.3    | 3       | 10      | 22      | 33.3    | 10.3    | 30.7    |
|                                                                  | りん<br>含有量<br>(単位 mg/L)       | 0.6                  | 2.1     | 0.5     | 1       | 2.9     | 4.9     | 1.1     | 3.5     |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                              | 185                  | 240     | 185     | 240     | 33      | 109     | 33      | 109     |

| 焼却処理施設              |         |     |    |
|---------------------|---------|-----|----|
| 変更前                 |         | 変更後 |    |
| 流下蒸発式               |         | 廃止  |    |
| 鋼板他                 |         |     |    |
| 20m×28.85m×4.7m     |         |     |    |
| 4 m <sup>3</sup> /日 |         |     |    |
| 一次燃焼+蒸発+二次燃焼        |         |     |    |
| 既設                  |         |     |    |
| 既設                  |         |     |    |
| —                   |         |     |    |
| 9時～16時 7時間          |         |     |    |
| なし                  |         |     |    |
| 処理前                 |         | 処理後 |    |
| 通常                  | 最大      | 通常  | 最大 |
| 5～6.5               | 5～6.5   | —   | —  |
| 80,000              | 120,000 | —   | —  |
| 80,000              | 120,000 | —   | —  |
| 100                 | 150     | —   | —  |
| —                   | —       | —   | —  |
| —                   | —       | —   | —  |
| —                   | —       | —   | —  |
| 4                   | 4       | 0   | 0  |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 変更前後の区分                       |    | 変更前   |         | 変更後   |       |
|-------------------------------|----|-------|---------|-------|-------|
| 排水口名                          |    | No. 1 | No. 2   | No. 1 | No. 2 |
| 排水量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日) | 通常 | 325   | 雨水専用排水口 | 40    | 変更なし  |
|                               | 最大 | 380   |         | 120   |       |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)             | 通常 | 6~8   |         | 6~8   |       |
|                               | 最大 | 6~8   |         | 6~8   |       |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)       | 通常 | 18    |         | 18    |       |
|                               | 最大 | 25    |         | 25    |       |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)         | 通常 | 18    |         | 18    |       |
|                               | 最大 | 25    |         | 25    |       |
| 浮遊物質<br>(単位 mg/L)             | 通常 | 20    |         | 10    |       |
|                               | 最大 | 30    |         | 20    |       |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)  | 通常 | 1未満   | 1未満     |       |       |
|                               | 最大 | 1未満   | 1未満     |       |       |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)            | 通常 | 3     | 9.5     |       |       |
|                               | 最大 | 10    | 25      |       |       |
| りん含有量<br>(単位 mg/L)            | 通常 | 0.5   | 1       |       |       |
|                               | 最大 | 1     | 3       |       |       |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年5月24日から同年6月14日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第495号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の収納に関する事務を委託した。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称  
一般社団法人 兵庫県自家用自動車協会連合会
- 2 住所又は事務所の所在地  
神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル905号
- 3 徴収を委託した歳入  
パーキング・メーター作動手数料
- 4 指定した日  
令和6年5月8日
- 5 委託した日

令和6年5月8日

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件番号 | 所在地                        | 面積 (㎡)   | 地目  | 予定価格 (千円) | 入札保証金 (千円) |
|------|----------------------------|----------|-----|-----------|------------|
| ア    | 赤穂市塩屋字ヲハブ2126番9            | 591.80   | 宅地  | 23,435    | 2,344      |
| イ    | 赤穂郡上郡町井上字中道181番6           | 519.35   | 宅地  | 10,646    | 1,065      |
| ウ    | 朝来市八代字中山11番1               | 570.35   | 雑種地 | 5,361     | 537        |
| エ    | 豊岡市出石町弘原字元七軒町71番2          | 266.41   | 宅地  | 4,608     | 461        |
| オ    | 丹波市柏原町柏原字高賀3393番、同字3396番2  | 1,586.04 | 宅地  | 5,600     | 560        |
| カ    | 朝来市多々良木字牧野245番2            | 325.47   | 宅地  | 4,003     | 401        |
| キ    | たつの市揖西町小神字芦原177番1ほか        | 1,116.70 | 宅地  | 34,566    | 3,457      |
| ク    | 神戸市長田区大塚町九丁目6番5            | 151.33   | 宅地  | 7,869     | 787        |
| ケ    | 赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番          | 493.32   | 宅地  | 3,502     | 351        |
| コ    | 加東市家原字大將軍164番              | 876.99   | 宅地  | 6,919     | 692        |
| サ    | 佐用郡佐用町佐用字中町3005番8          | 287.90   | 宅地  | 2,648     | 265        |
| シ    | 加西市段下町字開キ606番14、同字池ノ内624番4 | 1,038.60 | 宅地  | 17,800    | 1,780      |
| ス    | たつの市龍野町北龍野字的場261番7         | 297.62   | 宅地  | 7,767     | 777        |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

(11) 日本語を完全に理解できない者

(12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定める官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者

(13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、上記(1)により参加の仮申込手続を完了した後、下記(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県総務部職員局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

令和6年5月24日（金）から同年6月11日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

郵送等の場合は、令和6年6月11日（火）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

電話（078）341-7711 内線2550・2551

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

令和6年6月25日（火）午後1時から同年7月2日（火）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上

#### (3) 開札日時

令和6年7月2日（火）午後1時経過後直ちに行う。

### 6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

### 7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で上記1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

### 8 入札に関する条件



## 期間

令和6年5月24日（金）から同年6月7日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

## ウ 入札・開札の日時及び場所

令和6年7月4日（木）午後2時 兵庫県庁1号館入札室

## エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年7月3日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

令和6年5月24日（金）から同年6月7日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和6年6月7日（金）は午後4時までとする。）

## イ 入札の日時

令和6年6月27日（木）午後5時から同年7月4日（木）午後2時まで（県の休日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

書面による場合は、令和6年5月27日（月）から同年6月20日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

また、電子入札システムによる場合は、令和6年5月27日（月）から同年6月7日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和6年6月7日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

## ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和6年6月27日（木）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年7月2日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年7月18日（木）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Motohiko Saitou, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
1 Liquid chromatograph mass spectrometer (LC-MS/MS) system
- (3) Delivery period: August 30, 2024
- (4) Delivery place:  
Hyogo Environmental Creation Association (Public Incorporated Foundation) Hyogo Prefectural Environmental Research Center (details are described in the specification)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 Jun 7, 2024
- (6) Deadline for tender:  
14:00 July 4, 2024 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 July 3, 2024 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms.Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4922

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年5月24日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

## 1 調達内容

(1) 購入物品及び数量 血管連続撮影装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

兵庫県立淡路医療センター

(洲本市塩屋1丁目1-137)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付す。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県病院局経営課業務班

電話(078)341-7711 内線3450

E-mail:Daisuke\_Abe@pref.hyogo.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和6年5月24日(金)から同年6月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和6年7月4日(木)午前9時30分 兵庫県庁1号館1階A会議室

## (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年7月3日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年7月2日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和6年6月7日（金）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。ただし、住所、氏名、電話番号および電子メールの記載と併せて、顔写真付き公的書類の提示により押印を省略することができる。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Angiography system, 1set

## (3) Delivery period:

Mar. 31, 2025

## (4) Delivery place:

Hyogo prefectural Awaji Medical Center

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 Jun. 7, 2024

## (6) Deadline for tender:

17:00 Jul. 3, 2024 by mail

9:30 Jul. 4, 2024 by direct delivery

## (7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3450